

定 款

東京地方税理士会データ通信協同組合

東京地方税理士会データ通信協同組合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、東京地方税理士会データ通信協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、東京国税局の管轄区域（神奈川県、千葉県、山梨県及び東京都）とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を横浜市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更内容について、文書又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事業

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする、税理士会データ通信システム（以下この条において「システム」という。）の共同利用
- (2) 組合員のためにするシステムの設計及びプログラムの共同開発
- (3) 組合員のためにする消耗品等の共同購買
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 東京地方税理士会及び千葉県税理士会の会員であること
- (2) 税理士会データ通信システムの利用者及び利用予定者であること
- (3) 本組合の地区内に税理士事務所を有すること

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 組合員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるときは、前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。ただし、組合員との衡平を失ってはならない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の1人が、相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(持分の譲渡)

第11条の2 組合員は、本組合の承認を得て、その持分を譲り渡すことができる。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、第9条の加入の規定による。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(法定脱退事由)

第12条の2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 公正取引委員会による排除措置の審決

(除名)

第13条 本組合は、総会の議決により、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員
 - (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
 - (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を、各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称（税理士法人にあっては、名称及びその代表者名）の変更又は事業を行う場所を変更、増設若しくは廃止したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員
- 2 前項の過怠金の額は100,000円を限度とする。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利1割4分6厘の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 35人以上40人以内
- (2) 監事 2人以上5人以内

(役員任期)

第25条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選任された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選任された役員が就任するまでなお役員職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員でない者は、理事については5人、監事については2人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び常務理事の選任及び職務等)

第27条 理事のうち1人を理事長、5人以内を副理事長、15人以内を常務理事とし、理事会において選任する。

2 理事長を代表理事とする。

3 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

4 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

5 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

6 副理事長は、理事長を補佐して本組合の業務を執行する。

7 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の業務を分掌する。

(監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は組合業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及びこの規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実務)

第30条 役員の実務は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地区ごとに、1人の推薦委員をもって構成される。

4 推薦委員は、前項の地区に属する組合員を代表するものとして、当該地区に属する組合員の過半数の承認を得て選出される。

5 推薦会議が役員の実務者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により、投票以外の方法を定めた場合は、その方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員の実務に関する事項は、本条で定めるもののほか、規約で定める。

(理事及び監事の報酬)

第31条 役員に対する報酬は、理事と監事を区別して総会において定める。

(顧問等)

第32条 本組合に名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 退任した理事長を、名誉顧問とする。

3 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第33条 本組合に、次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長 1人

(2) 技術主管、事務局次長 各1人

(3) 事務局員 若干人

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第34条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第35条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第36条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合には、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する組合員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第40条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度額
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第41条 総会の議事録は、書面をもって作成し、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名

- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
（理事会の招集権者）

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の常務理事が、理事長、副理事長及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会で定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会招集の手続）

第43条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

第44条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第45条 削除

（理事会の議決事項）

第46条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第47条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又

は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (8) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名（委員会）

第48条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第6章の2 賛助会員

(賛助会員)

第48条の2 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業内容の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第49条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第50条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第51条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定により払い戻しをしない金額を含む。)を、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第52条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を、特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第53条 本組合は、第7条第4号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第54条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第50条の規定による法定利益準備金、第52条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金並びに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第55条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第56条 損失金の填補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第57条 本組合は、事業年度末ごとに、給与規程の定めるところにより、職員退職給与引当金を計上する。

附 則

この定款は、昭和47年12月26日から施行する。

附 則(昭和49年5月24日一部改正。昭和49年6月21日認可)

この改正規定は、昭和49年5月24日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(昭和50年5月22日一部改正。昭和50年7月1日認可)

この改正規定は、昭和50年5月22日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(昭和52年5月25日一部改正。昭和52年7月7日認可)

この改正規定は、昭和52年5月25日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(昭和53年5月23日一部改正。昭和53年6月27日認可)

この改正規定は、昭和53年5月23日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(昭和62年5月19日一部改正。昭和62年6月16日認可)

この改正規定は、昭和53年5月23日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(平成4年5月21日一部改正。平成4年7月30日認可)

この改正規定は、平成4年5月21日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(平成5年5月21日一部改正。平成5年7月14日認可)

この改正規定は、平成5年5月21日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(平成7年5月23日一部改正。平成7年7月4日認可)

この改正規定は、平成7年5月23日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(平成8年5月22日一部改正。平成8年7月9日認可)

この改正規定は、平成8年5月22日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則(平成12年5月19日一部改正。平成13年2月15日認可)

この改正規定は、平成12年5月19日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

ただし、第8条第1項については、千葉県税理士会の設立の日から適用する。

附 則（平成13年5月21日一部改正。平成13年7月27日認可）

この変更規定は、平成13年5月21日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則（平成14年2月6日一部変更。平成14年3月13日認可）

この変更規定は、平成14年4月1日から施行する。ただし、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けなければ、効力を生じないものとする。

附 則（平成19年5月22日一部改正。平成19年7月4日認可）

この改正規定は、平成19年5月22日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則（平成20年6月4日一部改正。平成20年6月26日認可）

この改正規定は、平成20年6月4日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

附 則（平成21年6月9日一部改正。平成22年3月3日認可）

この改正規定は、平成21年6月9日から施行し、法第51条第2項の規定による東京国税局長の認可を受けた日から適用する。

別表（第30条第3項）

地 区 名
(1) 横浜中央地区
(2) 横浜南地区
(3) 保土ヶ谷・戸塚地区
(4) 神奈川・緑地区
(5) 鶴見地区
(6) 川崎南・川崎北・川崎西地区
(7) 横須賀地区
(8) 鎌倉・藤沢地区
(9) 平塚・小田原地区
(10) 厚木・大和・相模原地区
(11) 山梨地区
(12) 千葉東・千葉西・千葉南・成田・東金・茂原・木更津・館山地区
(13) 松戸・柏地区
(14) 市川・船橋地区
(15) 佐原・銚子地区
(16) 員外利用地区（上記記載地区以外）